

2025 年度中小企業技術活性化助成事業について

1. 趣 旨

公益財団法人北海道銀行中小企業人材育成基金は、道内の中小企業の自立性ある経営基盤確立のため、技術力の強化と、経営者及び従業員の資質向上をはかる事業を実施することにより北海道の産業の振興と経済の一層の発展及び繁栄に寄与することを目的として 1981 年 3 月に設立され、2013 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行しました。

当財団では上記目的を達成するために、経営者および従業員の技術水準向上等人材の育成、新技術分野の研究開発や製品開発等の技術力強化、および生産工程、品質、安全管理面等の経営強化に資する事業を行ってまいりました。

その一環として 2025 年度も中小企業の経営・技術活性化への取り組み、SDGs に叶う新しいサービスや技術、製品の研究開発等に対して助成いたします。

2. 助成対象

(1) 応募資格者

- ① 道内に主たる事業所を有し、原則として 1 年以上継続して事業を営んでいる資本金 3 億円以下（卸売業：1 億円以下、小売・サービス業：5 千万円以下）又は従業員 300 人以下（卸売・サービス業：100 人以下、小売業：50 人以下）の中小企業及び個人事業主であること。
- ② 優れた新技術、新製品を自ら実施しようとする具体的計画（プロジェクト）を持っていること。
- ③ 業種による制限は設けません。製造分野だけでなく、研究・開発、販売など、幅広い分野から募集いたします。
- ④ 同一人物が代表者を務める複数の企業から申請があった場合には、いずれか 1 社のみを選考対象とさせていただきます。
- ⑤ 前年度の助成者ではないこと。

※以下に該当することが判明した場合、補助金の全額または一部を返還していただきます。

- ・会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っていること。
- ・暴力団等の反社会的団体に所属または関与していること。
- ・法令違反等を犯していること。

(2) 助成金の使途

新技術・新製品の研究開発を行うために必要な費用とします。

ex) 新サービスの研究・開発、特許等知的財産権の取得、システム設計・開発、試作品設計・製作 等

(3) 助成金額

プロジェクト費用の範囲内とし、1 助成者につき 100 万円を限度とします。

(4) 助成金を受けるものの義務

- ① 助成金交付後 1 年経過時点で進捗状況について書面でご報告願います。また、3 年経過時点で助成対象事業の進捗状況についてヒアリングを実施させていただきます。
- ② 当財団主催のセミナー等で成果発表をお願いする場合がございますので、その際はお引受け

願います。

3. 助成予算額

2025年度は助成総額 600 万円(1 助成者につき 100 万円×6 先)を予定しております。

4. 応募方法

当財団所定の「中小企業技術活性化助成金交付申請書」に参考資料を添付してお申込み下さい。

(1) 募集期限

2025 年 12 月 12 日（金）とします。

(2) 選考方法と助成時期

選考委員による書類審査のほか、必要に応じてプレゼンテーションを行っていただく場合がございます。

選考委員の審査結果をもとに財団理事会により助成金交付先を決定します。

助成金交付先の発表並びに授賞式は、2026 年 3 月を予定しております。

5. 留意事項

- ① 選考された助成対象プロジェクトについては、社名・代表者名・研究開発テーマ・研究開発概要等、ホームページでの公開や新聞等への発表を予定しております。
- ② ご提出いただいた申請書及び添付資料等はデータでのご提出をご依頼する可能性があります。また、返却いたしませんので予めご了承下さい。
- ③ 「採」・「否」の結果は、申請者全員に文書にてご通知します。なお、「採」・「否」の理由に関するお問い合わせには、応じかねますので予めご了承ください。

6. 応募お問合せ先（申請書の送付先）

〒060-8676 札幌市中央区大通西 2 丁目 5 番地 ほくほく札幌ビル

公益財団法人北海道銀行中小企業人材育成基金

TEL 011-222-4832

<http://www.lilac.co.jp/jinzai/index.html>（申請書のフォーマットも掲示しています）